一二三　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示　一八　209　二三

一二四　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件　二九　217　四六

一二五　独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件　三〇　218　三七

一二六　消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件　三〇　218　三七

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

八　租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する告示　一八　209　三八

九　対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の一部を改正する件　二八　特25　一

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省

一　株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示　一一　205　五

○内閣府、総務省、文部科学省

地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法の一部を改正する告示　三〇　218　三四

○内閣府、財務省

四　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　三〇　218　三五

○内閣府、文部科学省

一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件　一〇　204　一四

二　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件　三〇　218　三七

○宮内庁

一〇　天皇皇后両陛下は第七十九回国民スポーツ大会に御臨場になる件　一　三

一一　天皇皇后両陛下は京都府及び大阪府に行幸啓になる件　四　三

一二　悠仁親王殿下は、令和七年九月六日に成年式を済ませられた件　九　二

○公正取引委員会、消費者庁

飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一八　三

一二　募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二九　二

○国家公安委員会

三五　道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件　一一　一

○個人情報保護委員会

一二　個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件　二五　214　二九

一三　個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示　二五　214　二九

○個人情報保護委員会、総務省

一　放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二六　215　六三

二　電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二六　215　六三

三　郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二六　215　六四

四　信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二六　215　六四

○金融庁

九〇　保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件　五　五

九一　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二五　一

○金融庁、総務省

一　郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件　一九　二

○金融庁、法務省、財務省

三　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二四　三